

# 2019年度事業計画

(2019年4月1日～2020年3月31日)

公益財団法人 不老会

2019年度の事業計画は次のとおりとする。

## 1 活動指針

「健康で幸せな人生を全うしたい」という願いは、人誰もが均しく望むところであり  
ます。

この人類永遠の願望を、医学・歯学の進歩発展をとおして実現させたいとの願いが、  
不老会活動の理念であり、究極の目的であります。

人体のなんたるかを知ることは、医学・歯学の基礎であり、その学習・研究は解剖に  
よるところが極めて大きいと言われております。

不老会は、この医学・歯学の学習・研究に文字どおり身を持って貢献したいと心から  
希求して、遺体の提供を望み、医学・歯学の進展に役立てていただくことを願っており  
ます人々の団体であります。

人は皆、いつかは人生の終焉を迎えます。

命のある限り、不老長寿の実現に役立つ献体・献眼を志して、往生したいものであり  
ます。

しかし、そのときまで如何程の歳月が与えられているのか、神ならぬ身の知る由もあ  
りませんが、必ず訪れるその日まで、楽しい人生を一日も永く過ごしていただけるよう  
支援するのも不老会の大きな役割であります。

いや、この方がむしろ重要なのかも知れません。

このような不老会活動の理念、究極の目的を達成するため、2019年度においては、  
一般県民に対する普及活動、会員に対する集会等の開催及び献体者に対する顕彰事業等  
を積極的に実施してまいります。

## 2 会員の現状と課題

(1) 会員の現状(平成31年1月1日現在)は、次のとおりです。

① 総登録会員数	24,193名	(対前年比285名増)
② 昨年入会者数	285名	(対前年比41名減)
③ 生存会員数	6,758名	(対前年比58名減)
④ 総成願者数	10,425名	(対前年比221名増)
⑤ 昨年成願者数	221名	(対前年比54名減)
⑥ 総不献体者数	7,010名	(対前年比122名増)
⑦ 昨年不献体者数	122名	(対前年比1名減)
⑧ 総献眼者数	3,740名	(対前年比88名増)
⑨ 昨年献眼者数	88名	(対前年比26名減)

(2) 課 題

① 不老会は、献体組織として国内唯一の公益財団法人であり、他の献体組織が1大学1団体であるのに対し、本会は、県内の5大学と密接に連携している単一の献体組織であります。

献体を希望される方の不老会への入会登録審査に当たっては、「献体法（略称）」に基づき、献体の意思を尊重して行うところではありますが、実際上は、需要側の5大学と供給側の不老会との程良いバランスを保つことが極めて重要とされる場所であります。

このことから、5大学との協議により不老会史上初めてとなる入会登録制限を、平成29年度から採用しており、この傾向は、暫くは続くものと思われます。

なお、2019年度の入会登録者上限数は、300名となっております。

② 生存会員数は、ここ数年は7千名弱で安定した状態にあります。

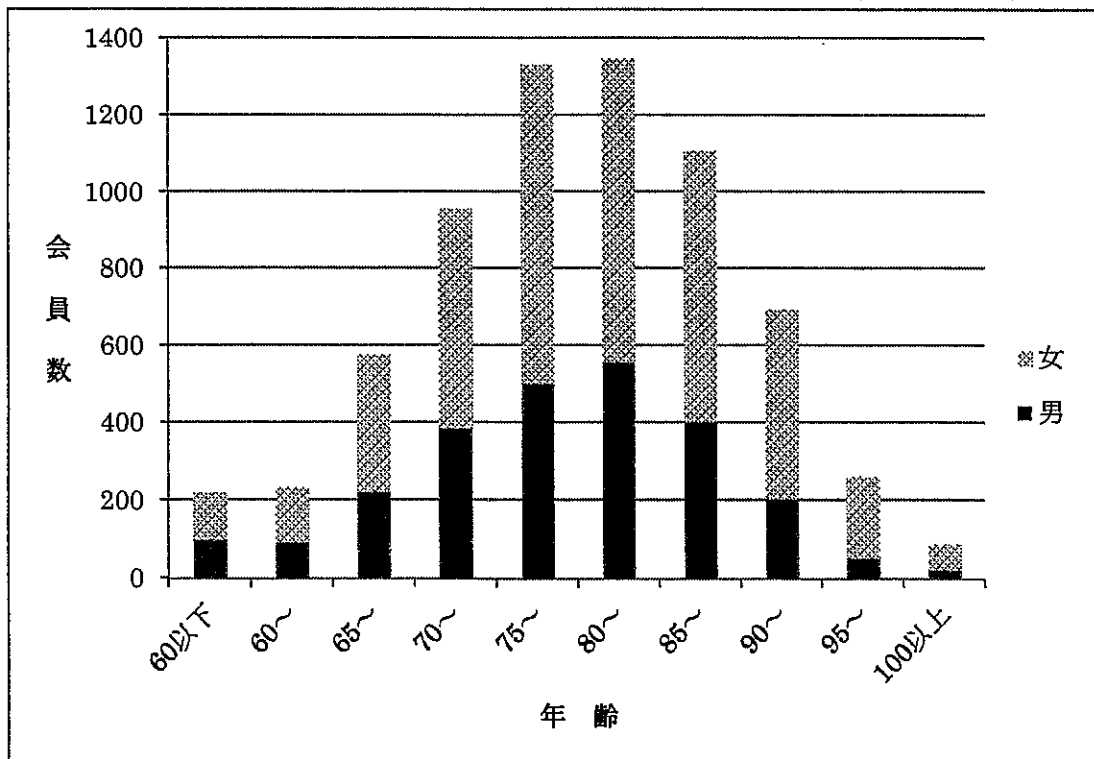
「健康で幸せな人生を支援する。」ことを標榜する不老会の会員への対応も、各地区において集会等を積極的に開催し、まずまずの成果を得ております。

なお、長寿についても100歳以上の会員の方は、前年より19名増えて107名を数え、大変うれしい傾向にあります。（年齢別会員数については、下表1参照）

③ 献眼者は、若干の減少がみられるものの順調に推移しており、献眼時のトラブルも殆ど無く、献体・献眼運動の相乗効果は、順調に達成されつつあります。

<表1> 年齢別会員数

(平成31年1月1日現在)



<表2> 5大学別の生存会員数及び成願者数

(平成31年1月1日現在)

	生存会員数	昨年成願者数	総成願者数
名古屋大学	1,193	37	2,280
名古屋市立大学	1,265	38	2,030
愛知学院大学	1,411	58	1,928
藤田医科大学	1,427	46	2,351
愛知医科大学	1,462	42	1,549
計	6,758	221	10,138

### 3 会の財政状況と課題

#### (1) 財政状況

- ① 不老会は、発足以来収益事業は一切実施しておりません。
- ② 本会の運営に要する経費は、献体運動の趣旨にご賛同いただける医師会・歯科医師会・病院あるいは民間企業・団体・個人など、多くの篤志者による浄財及び5大学からの賛助会費で賅っております。
- ③ 愛知県及び名古屋市からは、運営費の一部助成金をいただいております。

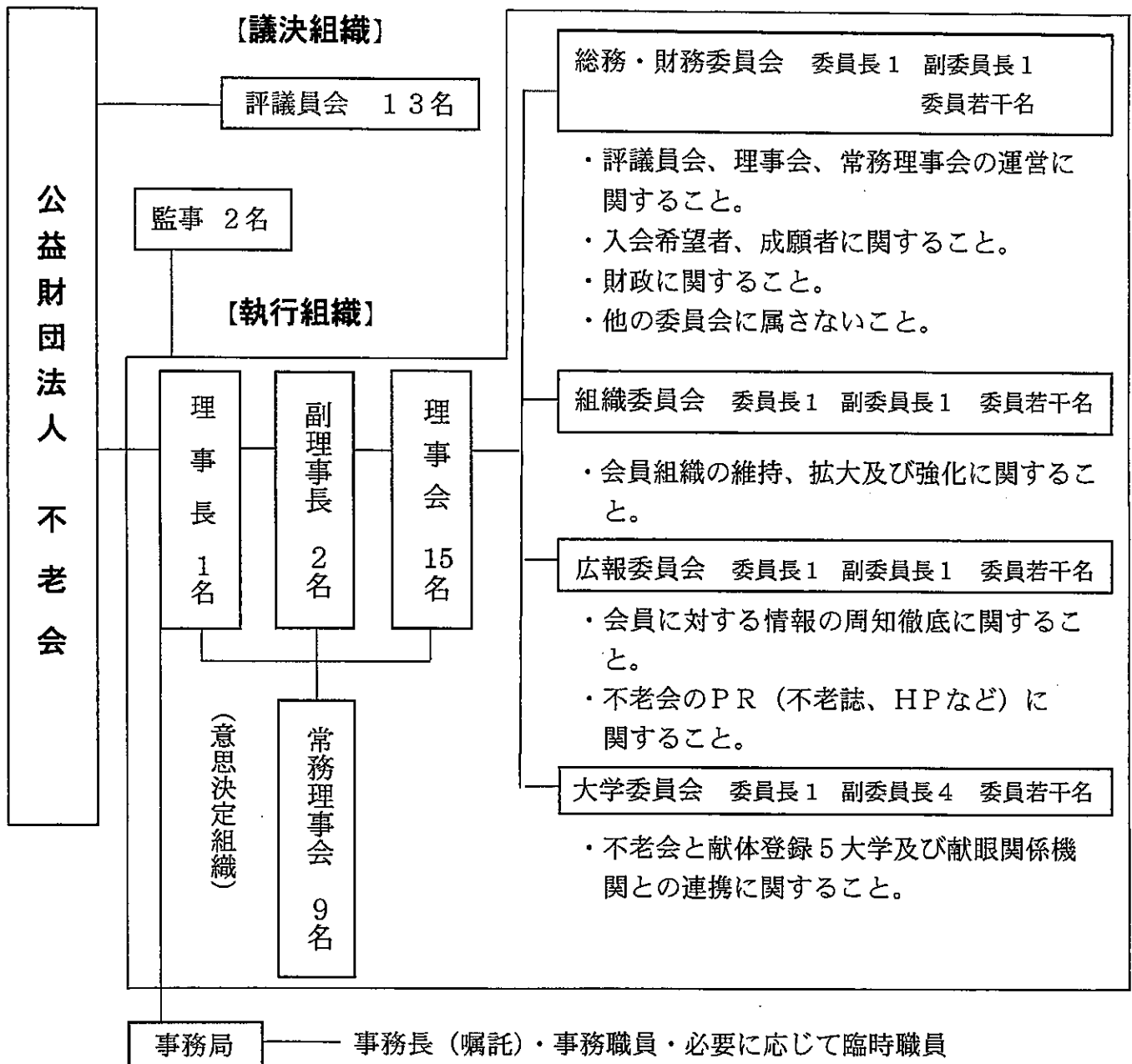
#### (2) 課題

このように、運営費の全額を篤志団体・個人及び5大学の協賛による浄財及び地方自治体からの助成金に依存している現状は、財政的に極めて不安定な状態であります。

本会としては、献体活動の趣旨を広く県民の皆様にご理解いただいでて財政的にご援助いただけるように活動を活発化していくことが必要です。

4 不老会の組織及び委員会の主な業務分担は、次のとおりとする。

**【委員会組織】**



※ 会員の中で、会の運営事務にご協力いただける方は委員として加わっていただきます。

**5 評議員会・理事会**

(1) 評議員会は、全ての評議員をもって構成し、不老会の議決機関とする。

評議員会は、不老会の基本的な業務執行体制 (理事・監事等の選任・解任) や業務運営の基本ルール (定款の変更) を決定するとともに、計算書類の承認等を通じて、不老会の運営が法令や定款に基づき適正に行われているかを監視する。

なお、会議として定時評議員会 (年1回) 及び臨時評議員会を開催する。

- (2) 理事会は、全ての理事をもって構成し、不老会の業務執行機関とする。  
理事会は、不老会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、理事長、副理事長及び常務理事の選定又は解職を行う。  
なお、会議として定時理事会（年2回）及び臨時理事会を開催する。

## 6 委員会活動

不老会の業務運営の中核組織として4委員会を置き、担当業務を専門的に担います。

### <総務・財務委員会>

- (1) 評議員会等の運営
- ① 評議員会・理事会・監査会の開催を計画し実施する。
  - ② 常務理事会を原則として月1回開催し、会の運営を円滑に実施する。
  - ③ 理事等執行役員に関すること。
- (2) 新規会員の登録審査等
- ① 入会の申込窓口は不老会事務所とする。
  - ② 入会者の年齢は、原則として60歳以上とする。ただし、会の運営事務にご協力いただける方はこの限りではない。
  - ③ 同意者は、献体希望者の意志に同意して、かつ、その意思を実行していただく方で、原則として3親等以内の成人4名とする。
  - ④ 入会の申し込みがあったときは、毎月2回の入会審査会で入会の可否を審査する。
  - ⑤ 新入会員の5大学への登録先は、毎月2回の登録審査会にて決定する。
  - ⑥ 入会審査会及び登録審査会の委員は、常務理事会のメンバーとする。
  - ⑦ 2019年度の新入会員数は、各大学が遺体保管数・成願見込み数及び解剖予定数等を勘案した入会登録者数の要望に基づいて、300名を上限とする。
  - ⑧ 入会登録者数の制限を超える申込については、次年度まで入会をお待ちいただくこととする。
- (3) 献体者顕彰式並びに御名札納め式の実施  
前年度に成願された方々の御名札を「献体の塔」に安置し、その御遺族及び関係機関の重鎮をお招きして顕彰式を開催する。  
今年度は、5月30日（木）に平和公園の「献体の塔」前広場にて挙げる。
- (4) 「新年初顔合わせ会」の実施  
新年の初顔合わせ会を熱田神宮で行い、その年の不老会の更なる発展と会員の健康を祈願する。 2020年1月21日（火）（参会者：来賓・役員・地区代表者等）
- (5) 「献体の塔」の清掃の実施及び保守管理  
毎年3回（5月、9月、12月）実施する。

## (6) 成願者に関すること

会員が成願された際に、告別式が行われる遺族は年々減少する傾向にあり、全体の約37%であります。その告別式に不老会役員の見参列を希望される遺族は、その中の約30%と更に少なくなっております。

いずれにしても、本年度も可能な限り参列することとし、諸般の事情により参列できない場合は、会から弔文及び香典をお送りする。

## (7) 財政基盤の強化について

- ① 不老会を、今後とも永続的に運営していくためには、財政基盤の強化が欠かせません。このため、「公益財団法人」であることをより一層PRし、新たな協賛者を開拓するとともに、運営経費の合理化も検討する。
- ② 募金箱の設置箇所（平成31年2月1日現在：63箇所）を、今後も可能な限り増やし、不老会のPRと財源を確保する。
- ③ 関係機関、企業、団体等との連携をより強化し、協力・援助が受けられるようにする。

## (8) その他

必要に応じて、他の委員会を支援するとともに他の委員会に属さない業務を行う。

## <組織委員会>

### (1) 不老会及び各地区の活動に関すること

- ① 「不老会の集い」の開催  
期日 2019年10月8日（火）  
場所 日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール（中ホール）
- ② 地域組織の活動を活発にするため、47地区において、それぞれの地区の特性を生かした会員集会や懇談会等を積極的に実施する。
- ③ 地区の活動を活発にするため、随時役員会を開催するとともに新役員の発掘に努める。

### (2) 地区代表者会議の開催

不老会活動を地区の代表者に理解していただくために随時開催する。  
また、他の委員会とも積極的に協業する業務を行う。

## <広報委員会>

### (1) 会のPRに関すること

不老会の活動を一般住民に理解してもらうため、ポスター、パンフレット等を作成しPRに努める。

### (2) 会報「不老」の発行等

年間4回（春季号・夏季号・秋季号・新春号）を発行し、会員等に送付する。

(3) 不老会のホームページに関すること

インターネットのホームページの内容を充実し、不老会をPRするとともに、献体活動の意義についての理解を広める。

また、他の委員会とも積極的に協業する業務を行う。

<大学委員会>

(1) 献体登録5大学に関すること

- ① 不老会と大学との連携を密にするため、必要に応じて実務担当者会議を開催する。
- ② 各大学が登録不老会員との関係を強化するため、献体・献眼の普及を目的として会員・家族及び周辺住民を対象に行う「会員の集い（各大学：年1回開催）」に対して、各大学部会員が中心となって協力支援する。

(2) 5大学連絡協議会に関すること

不老会として、5大学における献体に関する共通課題の検討や諸事案をより一層理解し、今後における本会献体活動に反映させるため、大学の関係者に参加していただき、「5大学連絡協議会」を開催（年2回）する。

(3) 愛知県アイバンク協会に関すること

不老会、大学と献眼関係機関との連携を密にするため、必要に応じて関係者会議を開催する。

また、他の委員会とも積極的に協業する業務を行う。

7 情報公開及び個人情報の保護について

- (1) 可能な限り不老会の情報を広く公開し、献体・献眼活動の普及と不老会への理解を深める。
- (2) 個人情報保護法等関係規程に基づき、個人情報の管理の徹底を図る。
- (3) 会員台帳等をCDに記憶させ、所定の場所に保管し消滅を防ぐ。